

## 八幡地区 地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）

注：本様式は参考ですので、地域の話し合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
花巻市	平成24年10月	令和5年3月
対象地区名（地区内の集落名）		
八幡1区集落、八幡2区集落、中寺林集落、南寺林集落、江曾集落、黒西集落		

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	664.10	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	—	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	—	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	—	ha
(備考)		
※既に実質化している		

注1：③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>旧石鳥谷町を代表する平地地域で、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進めた結果、中心経営体への集積率は60%を超えている。今後は、地域農業を担う農業法人・集落営農組織のオペレーターの高齢化が課題となっている。また農業者の高齢化に伴う規模縮小により、低利用水田も出てきており、今後遊休農地化する懸念も出てきている。</p>
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>中心経営体である地域内の農業法人・集落営農組織が農地中間管理機構を活用し、引き続き農地の集積・集約化を担っていく。</p>
<p>耕作条件改善事業や、県単事業を活用して、排水不良の改善や畦畔の除去による大区画化等、小規模で機動的な基盤整備に取り組む。</p>
<p> </p>

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針（任意記載事項）

(1) 集落・営農ビジョンの取組	
年2回の集落営農ビジョンの更新時期に合わせて、中心経営体の見直しを行う話し合いを継続的に実施する。	
(2) 農地中間管理機構の活用	
<p>将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。</p> <p>また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への配分変更を進め、農地を維持していく。</p>	
(3) 基盤整備への取組	
<p>耕作条件の改善を目指し、農地中間管理事業を活用しながら、なるべく地域負担が少ない圃場整備の実施を検討する。地元多面的活動組織等と協議しながら草刈りなどの維持管理作業を実施するなど、農地の荒廃農地化を未然に防ぐとともに、圃場条件整備に取り組む。</p>	
(4) 国庫補助・県単事業の活用	
<p>農業者の減少により、地域農業を担う農業法人・集落営農組織の規模拡大による農地の維持が必要になることから、国庫補助や県単事業を活用し農業用機械の更新・増設に取り組んでいく。</p>	
(5) スマート農業の導入検討・推進	
<p>農作業を省力化・軽労化することができるスマート農業機器（自動操舵システムやドローン等）の導入を市単事業を活用しながら進めていくことで、担い手の減少や高齢化の進行などによる労働力不足の解消に取り組んでいく。</p>	

#### 5 今後の地域の中心となる経営体の状況

##### (1) 経営体数

	個人・任意組織	法人
① 認定農業者	28 人	2 法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	3 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup>	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	12 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

##### (2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	474.39 ha	664.10 ha	71.43 %
今後	485.74 ha	664.10 ha	73.14 %